

通学区域に係る規定の見直し

1 公立高等学校の通学区域に係る規定(法第50条)の削除

高校教育の普及とその機会均等を図るといふ本来の通学区域の意義が、制度制定当初に比べ薄れてきているとの観点から、平成13年7月11日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、現在、公立高等学校の通学区域に係る規定(法第50条)は削除されている。

【参考】 改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第50条

(高等学校の通学区域の指定)

第50条 教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該就学希望者が就学すべきその所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にあるその所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行うことができる。

2 法第50条の削除に伴う国の対応

(1) 国会における附帯決議

○衆議院文部科学委員会(平成13年6月13日)

「公立高等学校の通学区域に係る規定の削除に関し、高等学校教育を適正に進めるため、受験競争を激化させたり、学校間格差を助長することがないように努めること。」

○参議院文教科学委員会(平成13年6月28日)

「公立高等学校の通学区域に係る規定の削除に関し、高等学校教育を適正に進めるため、受験競争の激化、学校間格差の拡大等を招かないよう努めること。また、通学区域の設定に当たっては、地域社会の意向等地域の実情を十分踏まえるよう努めること。」

(2) 文部科学省通知(13文科初第571号 平成13年8月29日)

「本改正は、一律に、通学区域をいわゆる全県一学区にすることや通学区域の拡大を意図するものではなく、公立高等学校の通学区域の設定について、これを設定するか否か、また、どのように設定するかについて、これを教育委員会の判断に委ねようとする趣旨のものであること。」